

令和7年度地方税制改正(案)について

総 務 省
令和6年12月

令和7年度の与党税制改正大綱(12月20日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

※ 令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用

◎ 給与所得控除の見直し [所得税と同様]

- 給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引上げ

◎ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 [所得税と同様]

- 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入（控除額：最高45万円）

◎ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ [所得税と同様]

- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引上げ

2 地方創生や活力ある地域経済の実現

◎ 企業版ふるさと納税の延長（法人住民税・事業税）

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果（法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割）を維持した上、適用期限を3年延長

※制度の健全な発展に向けて、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等を行う。

◎ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

- 中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を2年に限り延長

3 安全安心な地域社会の実現

◎ 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設（固定資産税）

- 鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産（法面防護工、防護柵等）に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設

◎ 港湾の浸水被害防止のための民有護岸等に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

- 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置について、対象地域を全国に拡大するとともに、対象資産に浸水被害防止に資する一定の施設（防潮堤、堤防等）を追加した上、適用期限を3年延長

◎ 令和2年7月豪雨に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

- 令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置等について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長

◎ 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長（不動産取得税）

- 災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

4 車体課税

◎ 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

- 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。
※ 現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

◎ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長（自動車税環境性能割）

- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

5 納税環境整備

◎ 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することを可能とする。

6 検討事項等

◎ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- 行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

◎ 扶養控除等の見直し

- 高校生年代の扶養控除及びひとり親控除の見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

◎ 自動車関係諸税の総合的な見直し

- 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。
- 自動車関係諸税については、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

◎ 屋外分煙施設等の整備促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

※ 加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても所要の見直しを行う。